

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく  
土地の形質の変更届出書作成のてびき

令和4年7月

広島市環境局環境保全課

## 1 土壤汚染対策法について

平成15年2月に施行された土壤汚染対策法は、平成29年5月に改正され、平成31年4月に施行されました。

この法律は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

この法律によって、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合(第3条)や土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合(第3条第7項、第4条)、工場・事業場跡地などで土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合(第5条)には、土地の所有者等(※)が土壤汚染状況調査を行うこととなります。

この調査で土壤に含まれている特定有害物質の量(含有量)や土壤から特定有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準に適合していないと認められる場合には、広島市がその土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

※ 「土地の所有者等」とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者。土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有するものが所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

## 2 土壤汚染対策法第4条第1項における土地の形質変更となる行為

土地の形質の変更の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、すべて届出の対象となります。ただし、有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地である土地（以下のⅠ～Ⅲに該当する土地）は土地の形質の変更の面積が900 m<sup>2</sup>以上で届出の対象となります。

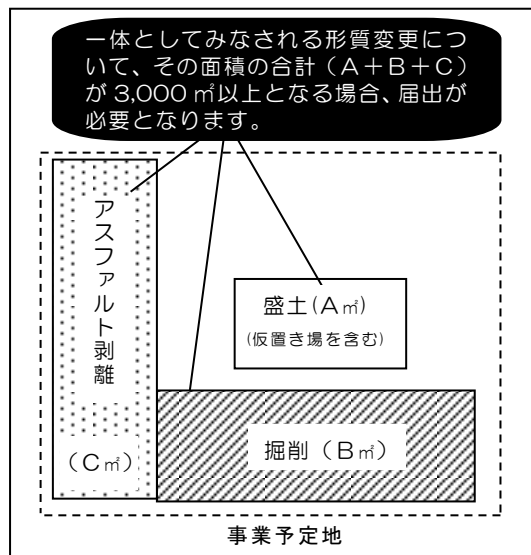
- Ⅰ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定される特定施設であって有害物質を使用等するもの（以下「有害物質使用特定施設」という。）が現に設置されている工場又は事業場の敷地の土地
- Ⅱ 有害物質使用特定施設が廃止された工場又は事業場の敷地であって、土壤汚染状況調査を実施予定若しくは実施中であり、調査結果の報告を行っていない土地
- Ⅲ 有害物質使用特定施設が廃止された工場又は事業場の敷地であって、土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認※を受けようとしていてまだ受けられていない土地

土地の形質の変更とは、掘削、盛土、土壤の仮置き、アスファルト舗装の剥ぎ取り等により土壤が移動又は拡散する行為が全て該当します。

合計する面積の考え方は、土地の形質の変更が同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断することになります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ①盛土しか行わない場合（一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。）
- ②すべての土地における形質変更の深さが最大 50 cm未滿であって、区域外への土壤の搬出を行わず、かつ、土壤の飛散又は流失を伴わない行為
- ③農業を営むために通常おこなわれる行為であって、対象となる土地の区域外へ搬出を行わない場合
- ④林業の用に供する作業路網の整備であって、対象となる土地の区域外へ搬出を行わない場合
- ⑤鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更



<土地の形質の変更の一例>

なお、土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認※を受けた土地において、900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をする際には、別途土壤汚染対策法第3条第7項の届出が必要です。

※土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認…土地の利用方法からみて土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがないと広島市長の確認を受けた場合には、土壤汚染状況調査が一時的に免除されます。利用方法が変更され、当該確認が取り消された場合には再度調査義務が発生します。

なお、既に届出を行った後に、計画を変更し、新たに土地の形質変更をしようとする範囲が追加される場合は、届出書の再提出が必要です。過去に届け出た土地であっても、土地の形質の変更のたびに届出が必要です。事業内容が確定していない場合は、掘削範囲等を広めに届出を行うことをおすすめします。

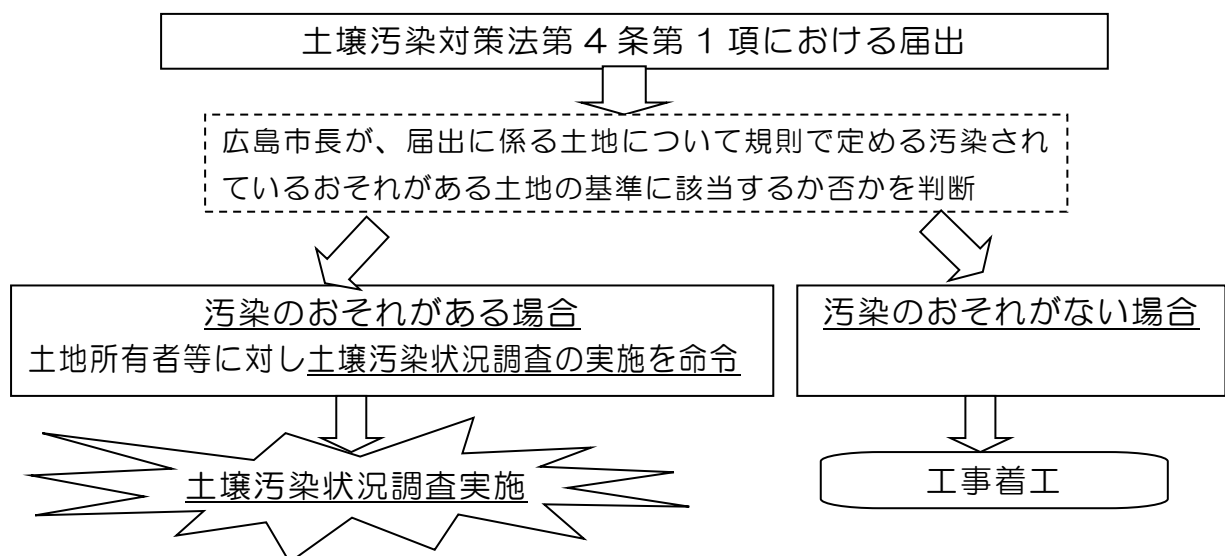
### 3 届出を行う者及び届出の期限

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、土地を借りて開発を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに行うことが必要です。「着手する日」とは、実際に現場で土地の形質の変更を行う日のことをいいます。

### 4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。行政保有情報から、その土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。



※1 届出者が土地所有者等でない場合は、併せて届出者に対して土壤汚染状況調査が必要となった旨を通知します。

※2 届出に係る土地の形質の変更は、土壤汚染状況調査に係る一連の手続きが完了した後におこなってください。なお、調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じて形質変更制限が発生します。

※3 法に基づく土壤汚染状況調査が不要と判断がされた場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

※4 法第4条第1項の届出に併せて、指定調査機関に調査させた土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）を提出することができます。

当該土壤汚染状況調査の結果について、法に定める方法での調査が実施されていないと判断したときは、法第4条第2項に基づく調査結果の提出がされていないものとして、再度土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。

## 5 届出に必要となる書類

届出書は、正副2部提出していただくか、光ディスクにより提出ください。1部（副本）は届出者に届出済印を押印し、控えとして返却します。相談や届出を行おうとするときは、事前に環境局環境保全課水質係に連絡をお願いします。

【届出書類】※ 必要に応じて、5～9ページの記載例を参照してください。

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)
  - 土地の登記事項証明書(最新のもの、コピー可)
  - 土地所有者等の所在が明らかとなるもの（住民票、戸籍謄本の写しなど。登記事項証明書で確認できる場合は不要）
  - 公図の写し又は現況地番図
  - 形質変更をしようとする場所の位置図・案内図
  - 形質変更範囲掘削範囲及び盛土範囲を示した平面図
  - 形質変更の深さを示した立面図及び断面図
- ◎ その他資料 ※必要に応じて、添付してください。
- 現況図
  - 土地利用計画平面図
- ◎ 自主的に実施した土壤汚染状況調査結果（指定調査機関による調査）を添付する場合
- 土壤汚染状況調査結果報告書(様式第七)
  - 当該土地の所有者等を確認できる書類(登記事項証明書(最新のもの、コピー可))
  - 土壤汚染状況調査結果を報告することについて土地所有者等全員が同意する旨の同意書（土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合）
- ※土地の所有者等の意思確認のため、同意書は原則、自署又は実印の押印が必要です。

## 記載例

《様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）》

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇年〇〇月〇〇日</div> 広島市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇市〇区〇町〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇</div> 届出者	
土壤汚染対策法 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第3条第7項 第4条第1項</span> の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	広島市〇区〇〇町〇丁目 1234番の一部、外2筆 (別紙のとおり)
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇㎡ 最大掘削深度 GL-〇.〇m (別紙断面図のとおり)
土地の形質の変更の着手予定日	△年△月△日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

地番(登記事項証明書に記載されている土地の所在地)が多数あり、記載しきれない場合は代表的な地番を記載し、他の地番を別紙に列記してください。

敷地がわかる平面図に掘削・盛土部分を色分けしてください。

立面図及び断面図に掘削・盛土部分を示してください。

必ず届出日から30日以降の日付としてください。

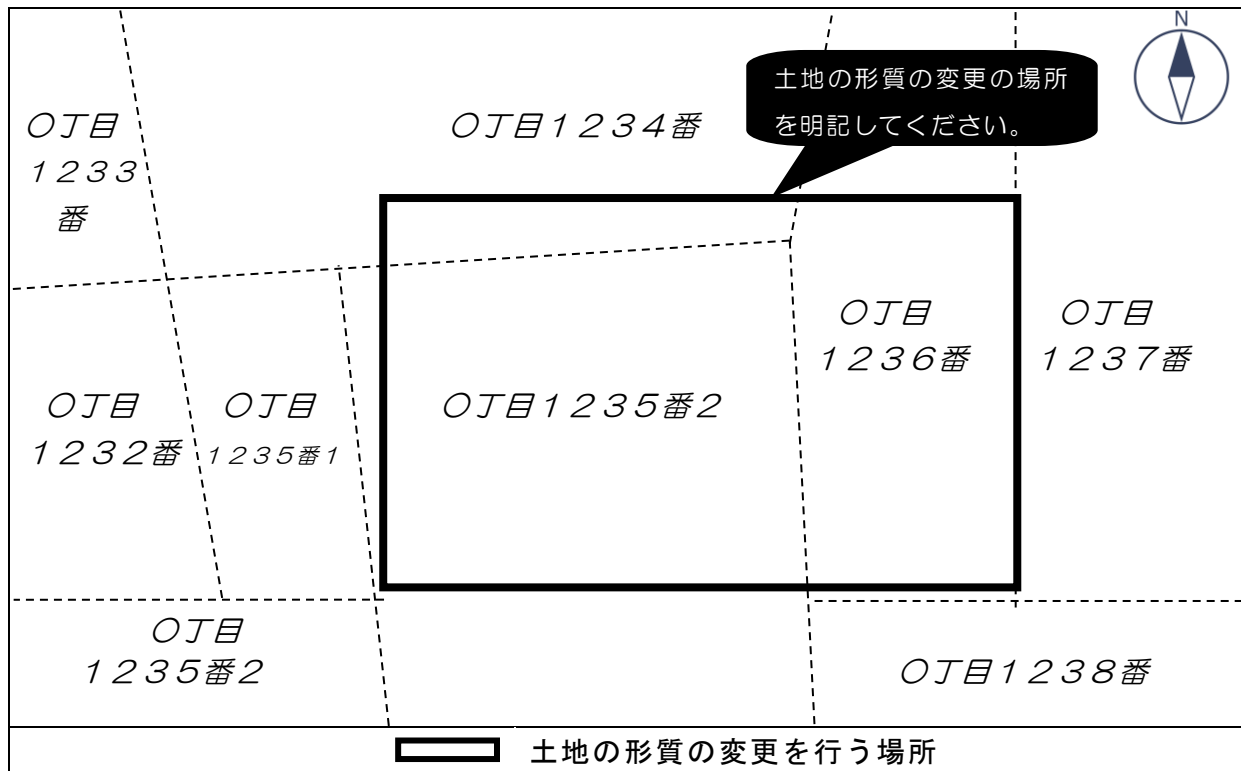
有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場である場合は、その名称を記入ください。

設置している有害物質使用特定施設の種類(水質汚濁防止法第2条第2項に規定するもの)を記入ください。

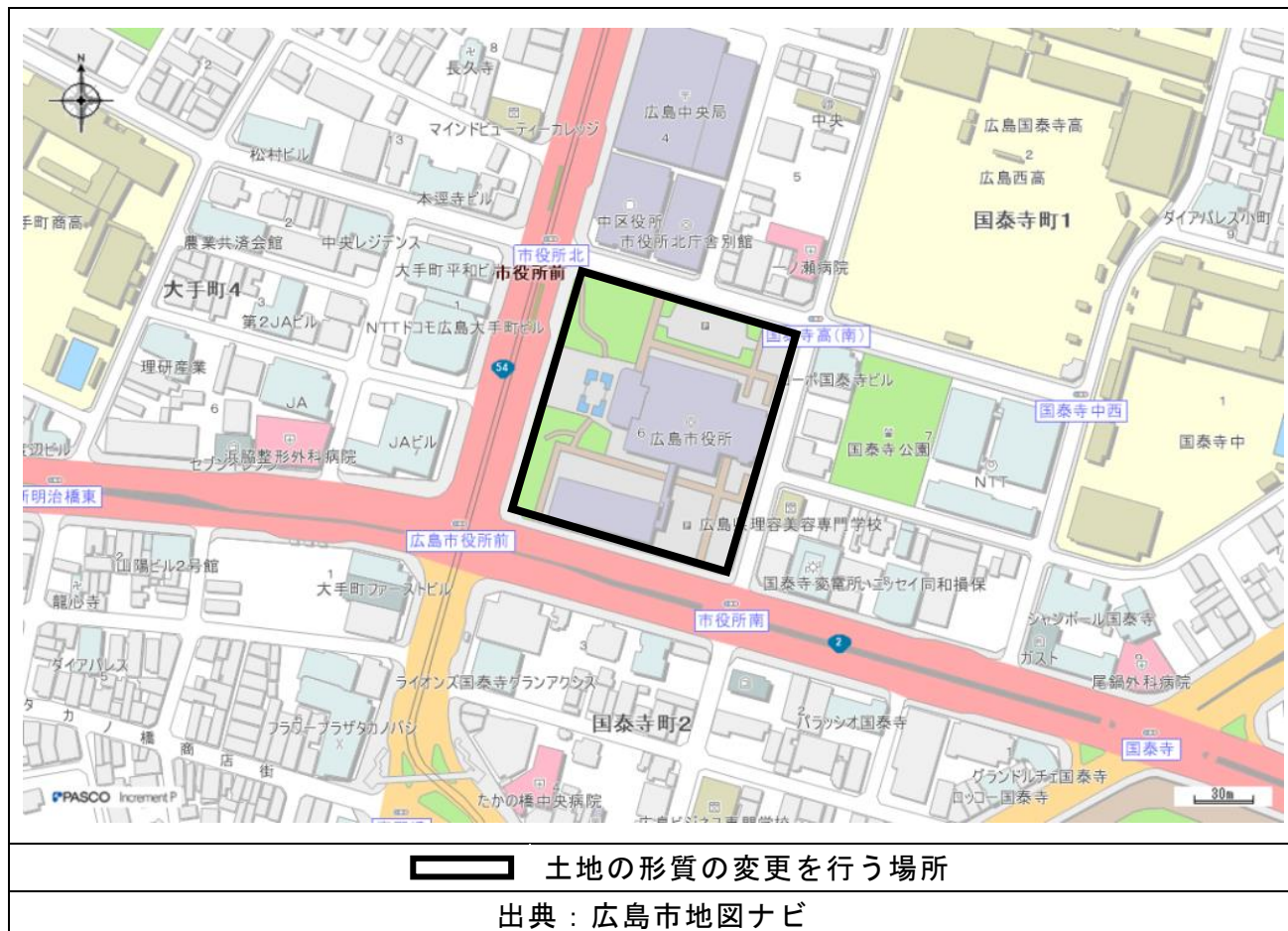
設置している有害物質使用特定施設で使用している特定有害物質の種類(6別表参照)を記入ください。

## 記載例

《別紙 公図の写し（形質変更範囲を明記する場合）》

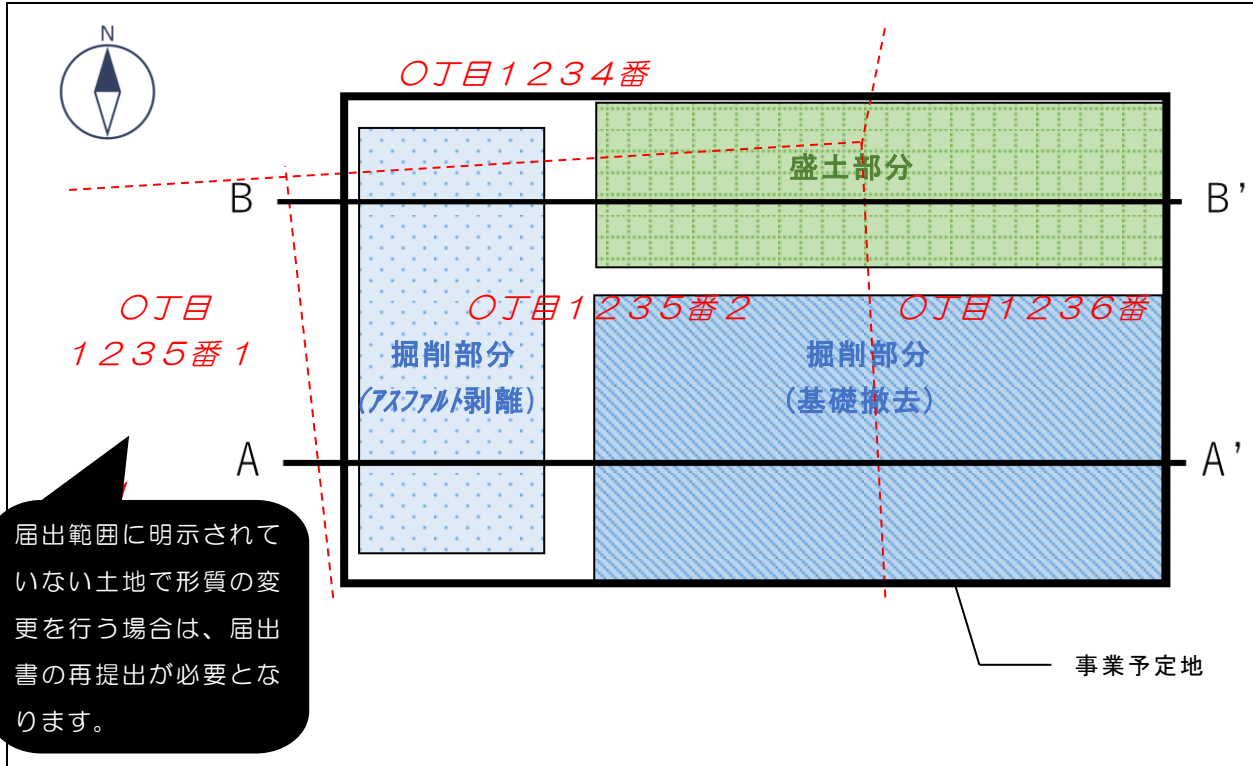


《別紙 形質変更をしようとする場所の位置図・案内図》

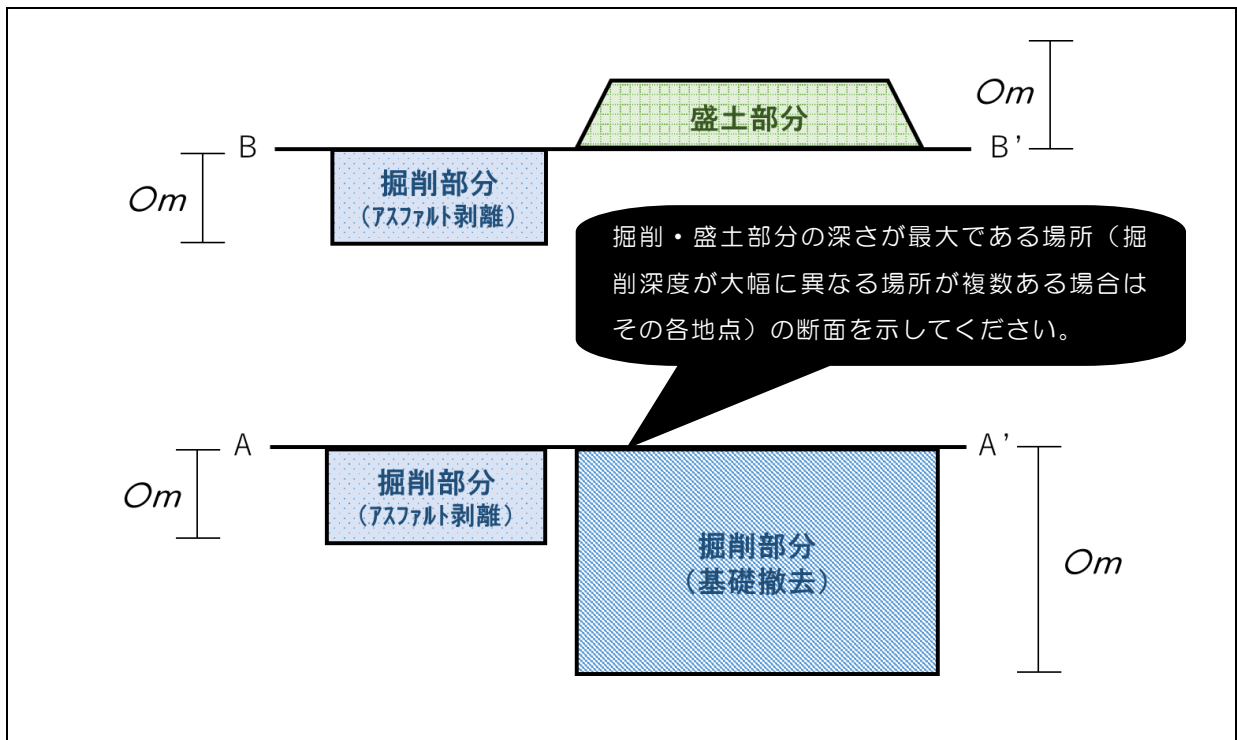


記載例

《別紙 土地の形質の変更の場所（平面図）》



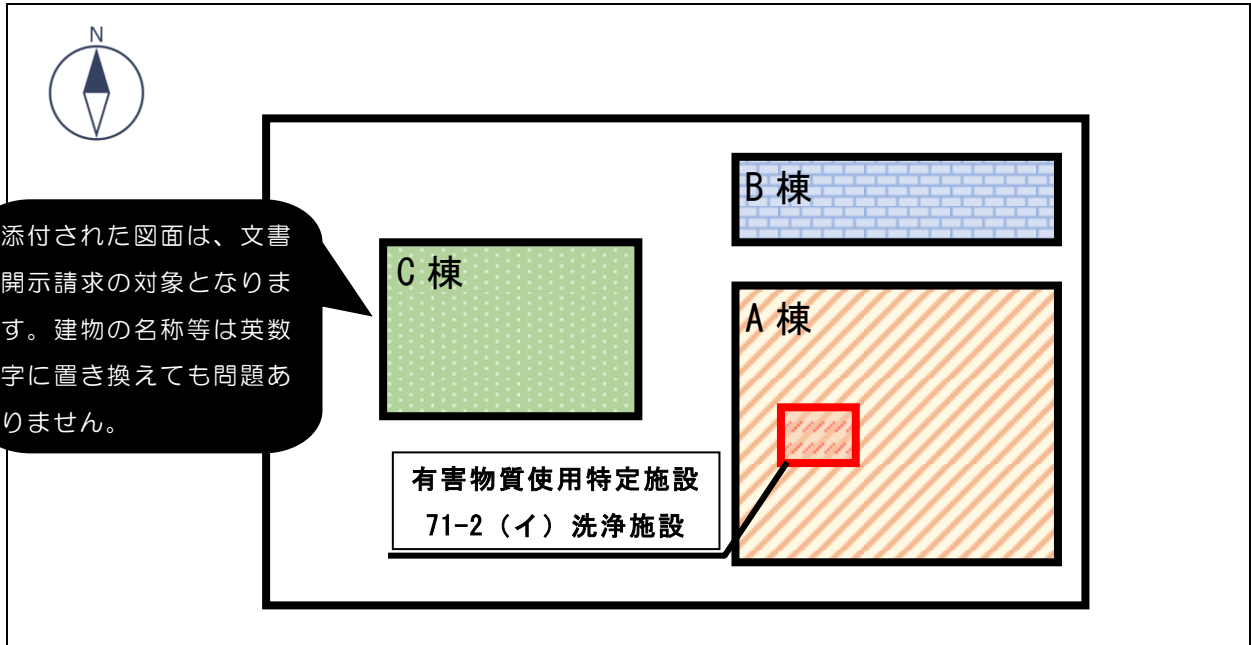
《別紙 土地の形質の変更の場所（断面図）》



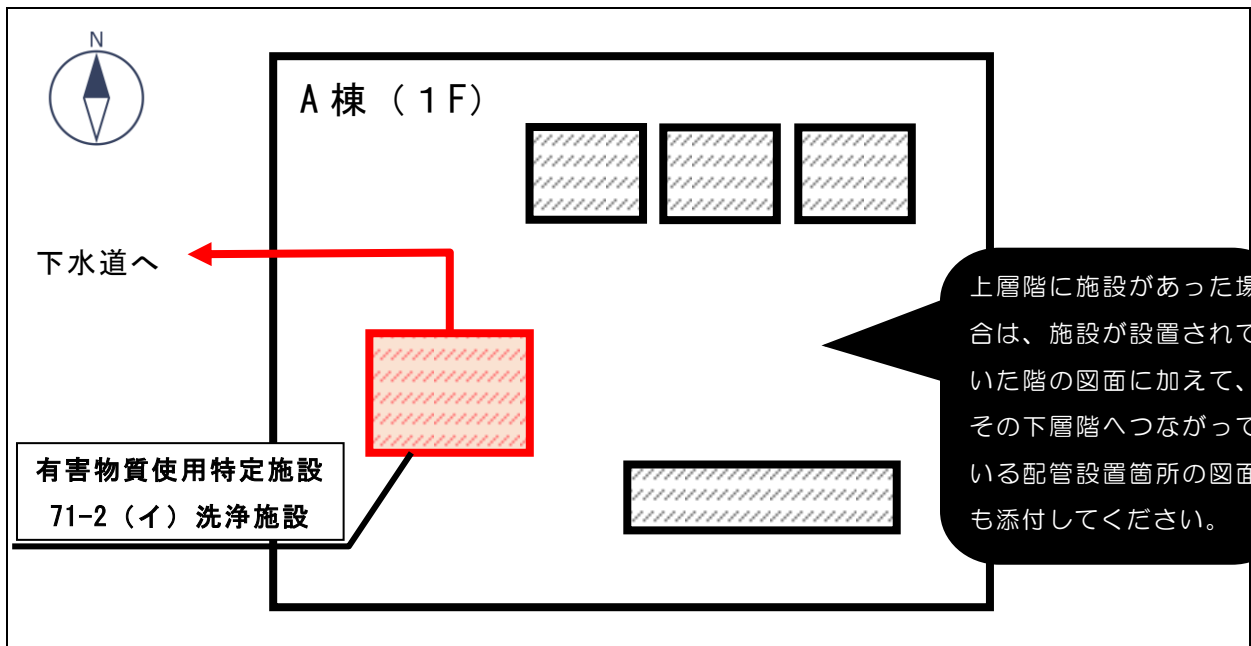


## 記載例

《別紙 施設の設置場所（工場又は事業場の敷地内見取り図）》



《別紙 施設の設置場所（建物内見取り図）》



記載例

《一覽表》

地番一覽表			別紙
	土地の所在地（地番）	土地の所有者等	備考
1	〇区〇〇町〇丁目 1234 番の一部	〇〇 〇〇	登記事項証明書、 住民票、戸籍謄本
2	〇区〇〇町〇丁目 1235 番 2 の一部	株式会社〇〇〇〇	登記事項証明書
3	〇区〇〇五丁目 1236 番の一部	株式会社〇〇〇〇	登記事項証明書

《同意書（土地の形質の変更の実施の届出に併せて土壤汚染状況調査の結果を報告する場合）》

同意書	
<p>私は、私が所有する次の土地について、下記の者が土壤汚染状況調査結果の報告を行うことについて、同意します。</p>	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地（地番）	広島市〇区〇〇町〇丁目 1 2 3 4 番
土地の形質の変更を行う者	〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>法人の場合は、代表者印 個人の場合は、自署又は実印で押印して下さい。</p>	<p>土地所有者 広島市〇〇区〇〇町 1234 番 〇〇 〇〇 印</p>

様式第六の届出者の名称と同じになります。

※ 様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13823.html> もしくは

広島市トップページの検索エンジンから 土壤汚染対策法 届出様式 を検索

## 6 汚染されているおそれがある土地の基準

土壤汚染対策法施行規則第 26 条に基づき判断します。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が基準(土壤含有量基準、土壤溶出量基準)に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ⑤ ②③④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

別表 対象物質と基準

特定有害物質(法第 2 条)	基準(法第 6 条第 1 項第 1 号)		地下水基準 (単位:mg/l) (施行規則別表第一)
	土壤溶出量基準 (単位:mg/l)	土壤含有量基準 (単位:mg/kg)	
クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	0.0005 以下 (かつ、アルキル水銀 は検出されないこと)	15 以下	0.0005 以下 (かつ、アルキル水銀 は検出されないこと)
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ひ素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	1 以下
シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	検出されないこと	—	検出されないこと

### 土壤汚染対策法（抜粋）

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
  - 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
  - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

### 土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三條 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。
  - 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四條 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五條 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
  - イ 土壤を当該土地の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

（土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第二十五條の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(法第四条第二項の調査の結果の提出)

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土壤汚染状況調査を行った場所
- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 八 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(法第四条第一項の届出に係る土地における土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第四条第三項の命令に係る報告)

第二十七条の二 法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第四条第三項の命令を受けた年月日
- 三 土壤汚染状況調査を行った場所
- 四 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

（あて先）

広島市長

届出者

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〕

第3条第7項  
第4条第1項  
の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について

、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

（あて先）

広島市長

報告者

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〕

第3条第8項の命令に係る調査  
土壤汚染対策法 第4条第2項の調査を行ったので、同項の規定により、次の  
第4条第3項の命令に係る調査

とおり報告します。

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

問い合わせ先

広島市環境局環境保全課水質係  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 504-2188

FAX 504-2229

MAIL [ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp](mailto:ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp)